

養介護施設従事者等による高齢者虐待状況について

本県における平成21年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について、高齢者虐待防止法第22条第1項に基づき市町村から報告がありましたので、同法第25条に基づき下記のとおり公表します。

なお、養護者による虐待を含む高齢者虐待の状況は、7月実施予定の全国調査から独自集計し、10月を目途にまとめ次第公表します。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月1日施行)第25条により、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとされています。

記

養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数 0件

高齢者虐待防止法に定められている「養介護施設従事者等」の範囲

「養介護施設従事者等」とは養介護施設、または養介護事業の業務に従事する者をいう。

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業